

昭和六十一年政令第九十五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令
内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
(昭和六十年法律第八十八号) 第四条第一項、第六条第一号、第四十四条第六項、第四十五条第十
六項、第四十六条第十四項、第四十七条第三項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定す
る。

(法第四条第一項第一号の政令で定める業務)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「法」と
いう。) 第四条第一項第一号の政令で定める業務は、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)
第二条第一号に規定する港湾以外の港湾で港湾運送事業法(昭和二十六年法律第一百六十一号) 第
二条第四項に規定するもの(第三号において「特定港湾」という。)において、他人の需要に応
じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。

一 港湾運送事業法第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのい
ずれかに該当する行為

二 港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号) 第二条第一号及び第二号に掲げる
行為

三 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸
からおおむね五百メートル(水島港にあつては千メートル、鹿児島港にあつては千五百メート
ル)の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫(船舶若しくははしけにより
又はいかだに組んでする運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下この
条において「特定港湾倉庫」という。)への搬入(上屋その他の荷さばき場から搬出された貨
物の搬入であつて、港湾運送事業法第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一
号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業
法(昭和三十一年法律第一百二十一号) 第二条第二項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係
るものを當む者(以下この条において「特定港湾運送関係事業者」という。)以外の者が行う
もののを除く。)、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定
港湾倉庫からの搬出(上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、特定港湾運
送関係事業者以外の者が行うものを除く。)又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただ
し、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附屬する荷さばき場から冷蔵室への搬入、
冷蔵室から当該倉庫に附屬する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百八十五号) 第二条第一項に規定する道路運送車両若
しくは鉄道(軌道を含む。)(以下この号において「車両等」という。)により運送された貨物
の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入(特定港湾運送関係事業者以外の者
が行う当該貨物の搬入を除く。)又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しく
は上屋その他の荷さばき場からの搬出(特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬
出を除く。)。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附屬する荷さばき場から
冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附屬する荷さばき場への搬出を除く。

(法第四条第一項第三号の政令で定める業務)

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務(当該業務について紹介予
定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当
する場合、第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務(保健師助産師看護師法(昭和
二十三年法律第一百三号) 第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法(昭和
六年法律第二百一十六号) 第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律(昭
和三十三年法律第七十六号) 第二十条の二第一項に規定する業務に限る。)並びに第七号に掲げ
る業務に係る派遣労働者の就業の場所がべき地にある場合並びに第一号に掲げる業務に係る派遣
労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働
者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める
場所(べき地にあるものを除く。)である場合を除く。)とする。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号) 第十七条に規定する医業(医療法(昭和二十三年法
律第二百五号) 第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所(厚生
労働省令で定めるものを除く。以下この条及び第四条第一項第十九号において「病院等」とい
う。)、同法第二条第一項に規定する助産所(以下この条及び同号において「助産所」という。)
、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
(以下この条及び同号において「介護老人保健施設」という。)、同条第二十九項に規定する介
護医療院(以下この条及び同号において「介護医療院」という。)又は医療を受ける者の居宅
(以下この条及び同号において「居宅」という。)において行われるものに限る。)

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号) 第十七条に規定する歯科医業(病院等、介護老
人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)

三 薬剤師法(昭和三十五年法律第二百四十六号) 第十九条に規定する調剤の業務(病院等又は介
護医療院において行われるものに限る。)

四 保健師助産師看護師法第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業
務(他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかるわらず、診療の補助とし
て行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護
医療院又は居宅において行われるもの(介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び
同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るもの)を除く。)に限る。)

五 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号) 第一条第二項に規定する業務(傷病者に対す
る療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設、介護医療院
又は居宅において行われるものに限る。)

六 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号) 第二条第一項に規定する業務(病院等、介護
老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)

七 診療放射線技師法第二条第二項に規定する業務(病院等、介護老人保健施設、介護医療院又
は居宅において行われるものに限る。)

八 歯科衛生士法(昭和三十年法律第二百六十八号) 第二条第一項に規定する業務(病院等又は介
護医療院において行われるものに限る。)

九 前項のべき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定め
る市町村とする。

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号) 第二条第一項に規定する離島振興対策実施地
域として指定された離島の区域

二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号) 第一条に規定する奄美群島
の区域

三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年
法律第八十八号) 第二条第一項に規定する辺地

四 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号) 第七条第一項の規定により指定された振興山村の
地域

五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する小
笠原諸島の地域

六 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 第三条第三号に規定する沖縄の地域

七 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号) 第二条第一項に
規定する過疎地域

(法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

(法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとす
る。)

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第百十七条、第百十八条第一項(同法第六条及
び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第
一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。)及び第百二十条(同法第十八条第七項及び第
二项)

二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びに当該規定に係る同法第一百二十一条の規定(これらの規定が法第四十四条(第四項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)

二 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。)及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

三 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第十一条の規定

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

五 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

六 港湾労働法(昭和四十八年法律第四十九条(第一号を除く。)及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

七 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第二十二条の規定

八 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定

九 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第三十五条の規定

十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第百八条、第百九条、第百十条(同法第四十四条の規定に係る部分に限る。)、第百十一条(第一号を除く。)及び第百十二条(第一号を除く。)の規定並びにこれららの規定に係る同法第一百十三条の規定

十一 法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法(昭和四十年法律第五十七号)第百九十八条、第百十九条及び第一百二十二条の規定

十二 法第四十五条第四項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十年法律第五十七号)第百十九条及び第一百二十二条の規定

(法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等)

第四条 法第三十五条の四第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守(これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。)又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、その結果を得ることができる組み合わせたものをいう。第十七号及び第十八号において同じ。)の設計、作成若しくは保守の業務

二 機械、装置若しくは器具(これらの部品を含む。以下この号及び第十八号において「機械等」という。)又は機械等により構成される設備の設計又は製図(現図製作を含む。)の業務

三 電子計算機、タ입ライター又はこれらに準ずる事務用機器(第十七号において「事務用機器」という。)の操作の業務

四 通訳、翻訳又は速記の業務

五 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

六 文書、磁気テープ等のファイリング(能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従つてする文書、磁気テープ等の整理(保管を含む。)をいう。以下この号において同じ。)に係る分類の作成又はファイリング(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)の業務

七 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るために市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

八 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

九 外国貿易その他对外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、船荷証券、複合運送証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成(港湾運送事業法第二条第一項第一号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二条)第二条第一号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。)の業務

十 電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

十一 旅行業法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第十二条の十一第一項に規定する旅行业(旅行者に同行して行うものに限る。)若しくは同法第四条第一項第三号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務(以下この号において「旅程管理業務等」という。)、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務(車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。)又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

十二 建築物又は博覧会場における訪問者の受付又は案内の業務

十三 科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務(第一号及び第二号に掲げる業務を除く。)

十四 企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務(労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。)

十五 書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

十六 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務(建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務)(法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。)を除く。)

十七 事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

十八 顧客の要求に応じて設計(構造を変更する設計を含む。)を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第三条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。)に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約(これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るもの)を含む。以下この号において同じ。)についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

十九 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務(病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び居宅において行われるもの(介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るもの)を除く。)を除く。)

法第三十五条の四第一項の政令で定める場合は、法第二条第四号に規定する派遣元事業主が労働者派遣に係る法第三十五条の四第一項に規定する日雇労働者(以下この項において「日雇労働者」という。)の安全又は衛生を確保するため必要な措置その他の雇用管理上必要な措置を講じている場合であつて次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 当該日雇労働者が六十歳以上の者である場合

二 当該日雇労働者が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条、第二百二十四条又は第二百三十四条第一項の学校の学生又は生徒(同法第四条第一項に規定する定時制の課程に在学する者その他厚生労働省令で定める者を除く。)である場合

読み替えに係る読み替えら れる字句	読み替える字句
労働安全衛生法の規定	前項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）
第三十一条第前項	第三十一条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項から第四項まで、第三十まで（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第五項、第三十三条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）、第三十三条第二項又は第三十四条（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）
第三十六条	第三十一条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項から第四項まで、第三十まで（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第五項、第三十三条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）、第三十三条第二項又は第三十四条（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）
第三十七条	読み替えに係るじん肺法の規定
第七条	法第四十六条第六項の規定によりじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の規定を適用する場合における同条第十四項の規定による同法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。 (じん肺法を適用する場合の読み替え)

読み替えに係る読み替えら れる字句	読み替える字句
労働安全衛生法の規定	前項（その事業場に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場に関する労働安全衛生法施行令第三条及び第八条の規定の適用については、当該派遣元の事業の事業場は、当該派遣中の労働者を使用しないものとみなす。）
第三十一条第前項	第三十一条第一項（その事業場に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場に関する労働安全衛生法施行令第三条及び第八条の規定の適用については、当該派遣元の事業の事業場は、当該派遣中の労働者を使用しないものとみなす。）
第三十六条	第三十一条第一項（その事業場に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場に関する労働安全衛生法施行令第三条及び第八条の規定の適用については、当該派遣元の事業の事業場は、当該派遣中の労働者を使用しないものとみなす。）
第三十七条	読み替えに係るじん肺法の規定
第七条	法第四十六条第六項の規定によりじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の規定を適用する場合における同条第十四項の規定による同法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。 (じん肺法を適用する場合の読み替え)
読み替えに係るじん肺法の規定	読み替える字句
第八条	（作業環境測定法を適用する場合の読み替え）
第八条	法第四十七条の規定により作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の規定を適用する場合における同条第三項の規定による同法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

環境測定法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条第二項第二号	第四条第一項	第四条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十七条第一項の規定により適用される場合を含む。）
第三十四条第一項	第三条第二項	第三条第二項（労働者派遣法第四十七条第一項の規定により適用される場合を含む。）
第三十四条第二項	「第四条第一項」	「第四条第一項（労働者派遣法第四十七条第一項の規定により適用される場合を含む。）」

（施行期日） 附 則
（平成一二年六月七日政令第三〇九号） 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二年八月一日政令第四〇六号）
この政令は、港湾労働法の一部を改正する法律の施行

附則(平成二三年一月一六日政令第三五二号)

この政令は、公有の田地が行なふる
附 則（平成一四年一月一七日政令第四号）抄

第九条 法第五十四条の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十四条第一号に掲げる者 十二万円(労働者派遣事業を行う事業所の数が二以上の場合においては、五万五千円)に当該事業所数から一を減じて改を乗じて得た額に十二万円を加え

法第五十四条第一号に掲げる者
法第五十四条第三号に掲げる者
五万五千円に労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じて得

た額
四 法第五十四条第四号に掲げる者
書換えを受けようとする許可証一枚につき三千円

二の政令は、法の施行の日（昭和六十二年七月一日）から施行する。

附則（昭和六年七月一日政令第一五六号）
二〇文令は、昭和六年七月一日より施行する。

この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年九月三〇日政令第二八六号）
この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則
(平成二年九月一四日政令第二六七号)
この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第一条第五号の改正規定は、平成三年

七月一日から施行する。
この政令の施行前に、
このに對する罰則の適用
ことは、なる程前の例による。

この政令の施行年七月一日付ス。この政令の施行年七月一日付ス。

この政令は、平成四年十月一日から施行する。
附 則
(平成六年一月四日政令第二号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

この政令は、平成八年十月一日から施行する。
付則（平成八年二月三日文令第三三四号）

附 員
(平成八年二月三日政令第三三四号)
この政令は、平成八年十二月十六日から施行する。

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

この政令は、平成十一年十二月一日から施行する。
付則
(平成二年三月二十四日政令第九三号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄